

議案第六十号

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年六月二十五日

提出者 港区長 清 家 愛

港区立認定こども園条例及び港区保育の実施に関する条例の一部を改正する条例
(港区立認定こども園条例の一部改正)

第一条 港区立認定こども園条例(平成二十七年港区条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条第四項各号及び」を削る。

第六条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「基本保育」の下に「の実施に要する費用及び基本保育」を加え、同項を同条第三項とする。

第七条第四項中「別表第三」を「別表第一」に改める。

第八条第四項中「別表第四」を「別表第二」に改め、同条第五項第一号中「特定被監護者等」の下に「(子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)第十四条に

規定する特定被監護者をいう。）」を加え、同項第二号中「別表第四備考二」を「別表第二備考二」に改め、「ひとり親世帯等」の下に「（世帯員のいずれかが子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第二十二条各号に掲げる者である世帯をいう。）」を加える。

第九条第四項中「別表第四」を「別表第二」に改める。

第十二条第四項中「別表第五」を「別表第三」に改める。

第十三条の見出し中「基本保育料等」を「延長保育料等」に改め、同条第一項中「基本保育料」を削り、「以下「基本保育料等」を「次項において「延長保育料等」に改め、同条第二項中「基本保育料等」を「延長保育料等」に改める。

別表第一及び別表第二を削り、別表第三を次のように改める。

別表第1 延長保育料（第7条関係）

各月初日の在籍子どもの属する世帯の 階層区分		利 用 区 分			
		午前7時15分から 午後7時15分まで		午後7時15分から 午後10時まで	
階層 区分	定 義	1時間当たり (子ども単位)	1月当たりの上限 (子ども単位)	1時間当たり (子ども単位)	1月当たりの上限 (子ども単位)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）による支援給付を含む。以下同じ。）を受けている者の属する世帯及び当年度分の区市町村民税非課税世帯	0円	0円	200円	2,000円
B	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）及び所得割課税額が200,000円未満である世帯	200円	2,000円	400円	4,000円
C	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が200,000円以上である世帯	400円	4,000円	600円	6,000円

備考

- 1 1時間に満たない端数は、これを1時間とする。
- 2 延長保育を利用する月の各利用区分における1時間当たりの合計額が、各階層区分に応じた1月当たりの上限の額を超えるときは、当該1月当たりの上限の額とする。
- 3 この表において「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。
- 4 この表において「所得割課税額」とは、地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- 5 4月分から8月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

別表第四を別表第二とし、別表第五を別表第三とする。

（港区保育の実施に関する条例の一部改正）

第二条 港区保育の実施に関する条例（昭和六十二年港区条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

（基本保育料）

第三条 前条による保育の実施に要する費用は、無料とする。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第四条の二第二項中「保育必要量」を「子ども・子育て支援法第二十条第三項に規定する保育必要量（以下「保育必要量」という。）」に改め、同条第四項中「別表第三」を「別表」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条中「第四条から第四条の三まで」を「第四条の二及び第四条の三」に改め、「基本保育料、」を削り、「基本保育料等」を「延長保育料等」に改める。

第七条第三項中「法第五十六条第七項」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）

第五十六条第六項」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「基本保育料等」を「延長保育料等」に改める。
別表第一及び別表第二を削り、別表第三を次のように改める。

別表 延長保育料（第４条の２関係）

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		利 用 区 分			
		午前７時１５分から 午後７時１５分まで		午後７時１５分から 午後１０時まで	
階層 区分	定 義	１時間当たり (児童単位)	１月当たりの上限 (児童単位)	１時間当たり (児童単位)	１月当たりの上限 (児童単位)
A	生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成１９年法律第１２７号）による支援給付を含む。）を受けている者の属する世帯及び当年度分の区市町村民税非課税世帯	０円	０円	２００円	２，０００円
B	当年度分の区市町村民税のうち均等割のみの課税世帯（所得割非課税世帯）及び所得割課税額が２００，０００円未満である世帯	２００円	２，０００円	４００円	４，０００円
C	当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額が２００，０００円以上である世帯	４００円	４，０００円	６００円	６，０００円

備考

- １ １時間に満たない端数は、これを１時間とする。
- ２ 延長保育を利用する月の各利用区分における１時間当たりの合計額が、各階層区分に応じた１月当たりの上限の額を超えるときは、当該１月当たりの上限の額とする。
- ３ この表において「均等割」とは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいう。
- ４ この表において「所得割課税額」とは、地方税法第２９２条第１項第２号に規定する所得割の額をいう。ただし、当該所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、同法の規定を適用する。
- ５ ４月分から８月分までの保育料におけるこの表の適用については、同表中「当年度分」とあるのは、「前年度分」と読み替えるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年九月一日から施行する。

（港区立認定こども園条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第一条の規定による改正後の港区立認定こども園条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第六条第三項及び第十三条の規定は、令和七年九月分以後の改正後の条例第六条第三項に規定する基本保育の実施に要する費用（以下この項において「基本保育料」という。）から適用し、同年八月分までの基本保育料については、なお従前の例による。

（港区保育の実施に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

3 第二条の規定による改正後の港区保育の実施に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第三条、第六条及び第八条の規定は、令和七年九月分以後の改正後の条例第三条に規定する費用（以下この項において「基本保育料」という。）から適用し、同年八月分までの基本保育料については、なお従前の例による。

（説 明）

第一子の基本保育料を無料とするため、本案を提出いたします。